

質問回答書

令和3年3月31日午後5時00分時更新

入札番号	5034004、5034005、5034006、 5034007、5034008
案件名称	令和3年度秦野市立小中学校で使用する電力の供給 令和3年度クアーズテック秦野カルチャーホール(文化会館) 等で使用する電力の供給 令和3年度秦野市役所本庁舎等で使用する電力の供給 令和3年度秦野市立公民館で使用する電力の供給 令和3年度秦野市保健福祉センターで使用する電力の供給
質問回答①	質問
	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。
	回答
	【入札番号5034004】 日立造船株式会社東京本社 【入札番号5034005】 日立造船株式会社東京本社 【入札番号5034006】 日立造船株式会社東京本社 【入札番号5034007】 日立造船株式会社東京本社 【入札番号5034008】 東京電力エナジーパートナー株式会社
質問回答②	質問
	自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。
	回答
	自家発補給電力の契約はありません。
質問回答③	質問
	自動検針装置はありますか。
	回答

	<p>【入札番号5034004】 仕様書第5項記載のとおり</p> <p>【入札番号5034005】 仕様書第5項各号記載のとおり</p> <p>【入札番号5034006】 仕様書第5項各号記載のとおり</p> <p>【入札番号5034007】 仕様書第5項第1号記載のとおり</p> <p>【入札番号5034008】 仕様書第5項第1号ア及びイ記載のとおり</p>
質問回答④	質問 入札書に記載する日付は作成日でよいでしょうか。
	回答 電子入札のため、該当ありません。
質問回答⑤	質問 入札額の算定時の力率は、100%の算定でよいでしょうか。
	回答 差支えありません。
質問回答⑥	質問 請求について、供給施設内に入居している企業（自販機、委託食堂当）に対して個別に請求書を発行することはできませんが、御了承いただけますか。
	回答 差支えありません。
質問回答⑦	質問 請求書は、翌月10日までにWEBサイト上で開示し、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。
	回答 【入札番号5034004】 差支えありません。

支払は、地銀ネットワークサービス株式会社が提供する公共料金事前明細通知サービスによる口座自動振替払は不可となります。

【入札番号5034005】

差支えありません。なお、支払は、予算科目及び担当課が多岐にわたるため、請求書（払込通知票）による納付書払いとなります。また、クアーズテック秦野カルチャーホール（秦野市文化会館）と秦野中央運動公園は、それぞれ個別に請求してください。

【入札番号5034006、5034008】

支払期日は差支えありませんが、支払は、地銀ネットワークサービス株式会社が提供する公共料金事前明細通知サービスによる口座自動振替払となりますので、貴社が同サービスの対象かどうか御確認ください。

【入札番号5034007】

請求書は、各施設へ郵送してください。支払期日は差支えありませんが、支払は、地銀ネットワークサービス株式会社が提供する公共料金事前明細通知サービスによる口座自動振替払も可能ですので、貴社が同サービスの対象かどうか御確認ください。

質問回答⑧	質問
	落札時に電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認するため、最新の請求書1か月分の請求書の写しを提出していただけますでしょうか。
	回答 差支えありません。
質問回答⑨	質問
	計量日が1日以外の場合は、最後の請求書は5月15日までに到着となりますが、御了承いただけますでしょうか。
	回答 差支えありません
質問回答⑩	質問

	<p>請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>
	<p>回答</p> <p>【入札番号 5034004、5034005、5034006、5034008】</p> <p>代表者印等の陰影が確認できるものであれば、差支えありません。</p> <p>【入札番号5034007】</p> <p>請求書は、毎月郵送にて送付してください。</p>
<p>質問回答⑩</p>	<p>質問</p> <p>現在の計量日を教えてください。なお、1日以外の場合は、年間の請求が13回かつ供給最終月の請求が翌月、翌々月の2回に分割されますが、御了承いただけますか。</p> <p>回答</p> <p>【入札番号5034004】</p> <p>仕様書別紙1～2を御覧ください。</p> <p>【入札番号5034005】</p> <p>クアーズテック秦野カルチャーホール（秦野市文化会館）は毎月1日零時、秦野中央運動公園は毎月3日零時です。</p> <p>【入札番号5034006】</p> <p>仕様書第13項第3号イに記載のとおり、本庁舎、西庁舎及び東庁舎は毎月2日零時、教育庁舎は、毎月3日零時です。</p> <p>【入札番号5034007】</p> <p>各公民館の計量日は以下のとおりです。</p> <p>(1) 南公民館 2日零時</p> <p>(2) 北公民館 9日零時</p> <p>(3) 大根公民館 13日零時</p> <p>(4) 東公民館 10日零時</p> <p>(5) 鶴巻公民館 16日零時</p> <p>(6) 上公民館 18日零時</p> <p>(7) 渋沢公民館 6日零時</p> <p>(8) 本町公民館 2日零時</p>

	<p>(9) 南が丘公民館 2日零時</p> <p>(10) 堀川公民館 8日零時</p> <p>【入札番号5034008】</p> <p>毎月3日零時です。</p> <p>なお、請求についてはいずれも差し支えありません。</p>
質問回答⑫	<p>質問</p> <p>経済産業省より、2021年10月から託送料金の値上げが承認されていますが、契約期間中に同額の料金改定に応じていただけますでしょうか。(料金の調整に関しては国、または旧一般電気事業者の価格変動と同額を予定)</p>
	<p>回答</p> <p>契約期間中に託送料金の値上げにより、受注者の負担が増加すること及び同料金の値上げが契約単価に影響を与えると証明された場合のみ、関係各課と相談のうえ、応じるものとします。</p>
質問回答⑬	<p>質問</p> <p>入札額内訳書の端数処理について、基本料金(c)、電力量料金(f、i)については、端数処理はしなくてよいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>【入札番号5034004】 仕様書第9項に記載のとおり</p> <p>【入札番号5034005】 仕様書第9項に記載のとおり</p> <p>【入札番号5034006】 仕様書第9項に記載のとおり</p> <p>【入札番号5034007】 仕様書第9項に記載のとおり</p> <p>【入札番号5034008】 仕様書第9項に記載のとおり</p>
質問回答⑭	<p>質問</p> <p>毎月の計量日は、一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となることがあります。また、料金の算定期間につ</p>

	<p>いても計量日から計量日の前日となりますが、その旨、御了承いただけますでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答⑮	<p>質問</p> <p>1施設に対して1枚の請求書作成となっており、分割請求は対応いたしかねます。例1のような支払形式を要望される場合は、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことで御了承いただけますか。</p> <p>例1 庁舎〇,〇〇〇円 自販機 〇,〇〇〇円</p> <p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答⑯	<p>質問</p> <p>検針結果を紙ベースの請求書内訳を持って検針票に代えさせていただきますが、よろしいでしょうか。また、料金について請求書到着後30日以内に、お支払いいただけますでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答⑰	<p>質問</p> <p>蓄熱割引等の特別な契約はありませんが、よろしいでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答⑱	<p>質問</p> <p>地域の一般電気事業者が値上げした場合、値引き率は変えずにスライド値上げをさせていただくこととなりますが、その際に契約単価の見直しをさせていただくことはできますでしょうか。</p>

	<p>回答</p> <p>契約期間中に一般配電事業者等の料金の値上げにより、受注者の負担が増加すること及び同料金の値上げが契約単価に影響を与えると証明された場合のみ、関係各課と相談のうえ、応じるものとします。</p>
質問回答⑱	<p>質問</p> <p>工事負担金について、お客様の都合で新設備設置・工事を着工する際に発生した工事金については、負担いたしかねますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答⑳	<p>質問</p> <p>添付の「別紙3 入札額内訳書」を提出するタイミングは、物品概要書に記載の通り、入札時ではなく落札後でよろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
質問回答㉑	<p>質問</p> <p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申し込みをいただかないと対応いたしかねます。</p>
	<p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答㉒	<p>質問</p> <p>電気料金のお支払いを分割して複数からなることはございますか。分割後の支払金額を通知いただけます。請求書の再発行はできかねますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p>

質問回答⑳	<p>請求について、供給施設内に入居している企業に対して個別に請求書を発行することはできませんが、御了承いただけますか、という旨の質問内容ということで回答させていただきます。</p> <p>【入札番号 5034004、5034006、 5034007、5034008】</p> <p>差支えありません。</p> <p>【入札番号5034005】</p> <p>クアーズテック秦野カルチャーホール（秦野市文化会館）と秦野中央運動公園は、それぞれ個別に請求してください。</p>
	<p>質問</p>
	<p>【入札番号5034004】について</p> <p>予備電力の契約はありますでしょうか。契約がある場合は「予備線」、「予備電源」のどちらでしょうか。また、自家発補給電力の契約はありますでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>該当ありません。</p>
質問回答㉑	<p>質問</p>
	<p>契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定している施設はありますでしょうか。</p> <p>該当する施設がある場合、今回、落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たさないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されます。</p> <p>現時点においては次回の入札結果はわからないため、今回の入札では1年以上契約が継続するものとして応札価格を算定させていただきますが、上記の事例となった場合は、後日料金を精算させていただくこととなりますのでご了承願います。</p>
	<p>回答</p>
	<p>【入札番号5034004】</p> <p>契約期間中に北中学校にて受変電設備の更新工事を予定して</p>

おりますが、変圧器容量を変更する予定はありません。

また、令和3年度は南、東、大根、西中学校にて11人乗りエレベーターの設置を予定しておりますが、現時点で受変電設備に影響はございません。

万が一、契約に影響がある場合には、契約書に基づいて協議させていただきます。

なお、仕様書第3項に記載どおりであるため、臨時料金については、該当ありません。

【入札番号5034005】

仕様書第3項に記載のとおりであるため、臨時料金については、該当ありません。

増加工事については、予定ありません。

【入札番号5034006】

仕様書第3項に記載のとおりであるため、臨時料金については、該当ありません。

増加工事については、仕様書第13項第7号に記載のとおり。

【入札番号5034007】

仕様書第3項に記載どおりであるため、臨時料金については、該当ありません。

なお、契約期間中に秦野市立堀川公民館の受変電設備更新工事を予定していますが、変圧器容量を変更する予定はありません。

【入札番号5034008】

予定はありません。

質問

【入札番号5034004】

【入札番号5034006】について

電気の契約は1年単位であり、新たに電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことが原則であり、1年未満の場合は、臨時電力が適用されます。

現時点で電気の受給契約の廃止日が分からないため、1年以上当社との契約が継続するものとして応札します。新たに電気

質問回答⑮

	<p>の契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合、 （または、契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、 当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精 算させていただきますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p>
	<p>【入札番号5034004】 差支えありません。 【入札番号5034006】 仕様書第3項各号記載のとおり。</p>
質問回答②⑥	<p>質問</p>
	<p>現時点において受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加 工事が予定されていなくても、予定の変更等で、上記の事例と なった場合は、増加日された日に遡って、臨時電力の料金が適 応されますので、精算させていただきます。</p>
	<p>回答</p>
	<p>差支えありません。</p>
質問回答②⑦	<p>質問</p>
	<p>【入札番号5034004】について 蓄熱調整契約・電化厨房割引等の付帯契約は入札金額算定に際 し、必須条件でしょうか。</p>
	<p>回答</p>
	<p>該当ありません。</p>
質問回答②⑧	<p>質問</p>
	<p>【入札番号5034004】について 今回の入札において、蓄熱調整契約・電化厨房割引等の付帯契 約は解約となるため、当該契約用の計量器は一般送配電事業者 の取り決めにより撤去となります。また、計量器の撤去は一般 送配電事業者で行いますが、お客様側で内線工事を行っていただ く必要がございますので、ご了承をお願いいたします。</p>

	回答
	該当ありません。
質問回答⑳	質問
	落札後の契約条件を確認する必要があるため、入札前に契約書（案）をご提示いただけますでしょうか。
	回答
	ホームページにて回答しますので、御確認ください。 （別紙契約書（案）を参照願います。約款は、ホームページの入札契約情報－書式集－物件・賃貸借様式－物件供給単価契約約款を御確認ください。 なお、掲載する契約書（案）は、契約電力500kW未満である「令和2年度秦野市役所本庁舎等で使用する電力の供給」の契約書を基に作成したものです。詳細については、契約毎に変更が生じることを御承知願います。
質問回答㉑	質問
	落札後に、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気受給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては、旧一般電気事業者の電気受給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。
	回答
	落札後に契約書及び細目的事項について、別途協議させていただきます。
質問回答㉒	質問
	検針の結果はWebによりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか。
	回答
	差支えありません。
質問回答㉓	質問

	<p>落札後、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給地点特定番号 ・ 現在の供給者とのご契約番号（コード） ・ 現在の供給者とのご契約名義 ・ 現在の供給者
	<p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答③③	<p>質問</p> <p>配布された資料に契約書の取り交わしの期限が記載されておりますが、事務手続き上、期日を若干超過する場合がございます。あらかじめご了承をお願いいたします。</p>
	<p>回答</p> <p>契約締結予定日は、物品概要書記載のとおり令和3年4月9日です。契約に必要な書類は、入札公告及び秦野市契約規則に記載のとおり、落札決定のあった日から7日以内に提出していただきます。</p>
質問回答③④	<p>質問</p> <p>質問書を提出した場合、書面でご回答をいただけますでしょうか。また回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>物品概要書に記載のとおりです。</p>
質問回答③⑤	<p>質問</p> <p>開札結果は開札日にご担当者様より、電話、メール等でご連絡をいただけないでしょうか。</p> <p>その場合、全ての応札者名、応札価格、等を教えていただくことは可能でしょうか。</p>
	<p>回答</p>

	<p>開札結果は物品概要書に記載のとおり、令和3年4月9日（金）に公表します。</p> <p>電子入札システムにより落札者及び落札価格を通知するとともに、落札者には電話にて御連絡します。</p> <p>他の応札者名等については、入札情報サービスを御参照ください。</p>
質問回答⑳	質問
	入札説明書及び入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にてご連絡をいただけますでしょうか。
	回答
	変更が生じた場合は、電話及びFAXで連絡いたします。
質問回答㉑	質問
	落札した後、契約協議は、電話、メール等での対応でもよろしいでしょうか。
	回答
	契約締結の手続きに関しては、メール及び電話での対応となります。
質問回答㉒	質問
	次回、入札公告時に他事業者を含んだ今回の質問回答内容を参考資料として配布していただくことはできますか。
	回答
	質問回答書については、秦野市ホームページで公開をしておりますので御確認ください。
質問回答㉓	質問
	入札内訳書をエクセル、ワード版等の電子データでご提供いただけますでしょうか。
	回答
	差支えありません。

質問回答④①	質問
	支払期限日および遅延利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期限日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。
	回答 差支えありません。
質問回答④②	質問
	一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社）の制度変更により、毎月の計量日は東京電力パワーグリッドが定める、当該施設が位置する地域の計量日となりますがよろしいでしょうか。
	回答 検針日が変更となる場合は、別途協議が必要です。
質問回答④③	質問
	落札した場合、契約保証金は免除でよろしいでしょうか。
	回答 差支えありません。
質問回答④④	質問
	落札後、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。
	回答 差支えありません。
質問回答④⑤	質問

	<p>落札後、一般配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社）の制度変更により、毎月の計量日は東京電力パワーグリッドが定める、当該施設が位置する地域の計量日となりますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>現在の計量日に変更される場合は、事前に協議が必要です。</p>
質問回答④⑤	<p>質問</p>
	<p>検針の結果は電気料金の内訳書によりお知らせすることになります。よろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>差支えありません。</p>
質問回答④⑥	<p>質問</p>
	<p>【入札番号 5034006】について</p> <p>入札金額内訳書は、基本料金と電力量料金の欄で構成されていますが、このほかに別途割引料金を適用して、電気料金を請求したいと考えています。入札金額内訳書に割引額の欄を別途追加して提出してもよろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>本市様式を使用していただき、割引額の欄の追加は認めません。割引額がある場合は、基本料金又は電力量料金に含めて応札してください。</p>
質問回答④⑦	<p>質問</p>
	<p>計量日は、御試用期間末日の翌日0：00となりますが、御了承いただけますか。</p>
	<p>回答</p> <p>【入札番号5034004】</p> <p>差支えありません。</p> <p>また、現在の計量日については、仕様書別紙1～2を御覧ください。</p>

【入札番号5034005】

クアーズテック秦野カルチャーホール（秦野市文化会館）は毎月1日零時、秦野中央運動公園は毎月3日零時です。

【入札番号5034006】

仕様書第13項第3号イに記載のとおり、本庁舎、西庁舎及び東庁舎は毎月2日零時、教育庁舎は、毎月3日零時です。

【入札番号5034007】

各公民館の計量日は以下のとおりです。

- (1) 南公民館 2日零時
- (2) 北公民館 9日零時
- (3) 大根公民館 13日零時
- (4) 東公民館 10日零時
- (5) 鶴巻公民館 16日零時
- (6) 上公民館 18日零時
- (7) 渋沢公民館 6日零時
- (8) 本町公民館 2日零時
- (9) 南が丘公民館 2日零時
- (10) 堀川公民館 8日零時

【入札番号5034008】

毎月3日零時です。

令和〇〇年度〇〇〇で使用する電力の供給契約書（案）

秦野市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、〇〇〇で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の〇〇〇で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、次のとおりとする（ただし、次の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。）。

基本料金単価		円／キロワット・月
電力量料金単価	夏季	円／キロワット時
	その他季	円／キロワット時

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達による特別措置法に基づく賦課金（以下「賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。

（契約保証金）

第4条 秦野市契約規則第39条第5号の規定に基づき免除する。

（使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第6条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（1）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき

（2）契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を発注者と受注者が協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第7条 計量日は、原則として毎月〇日0時とし、受注者は、計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第9条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、契約電力に第3条に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額(以下「基本料金」という。)に当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額を加算した額に賦課金を加えた金額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする)を、1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額から、消費税額及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの、賦課金を差し引いた金額に対し年2.8パーセントの割合で計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てるものとする。

$$\text{賦課金} \times 10 / 110$$

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 受注者は、この契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行例(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

(機密の保持)

第11条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額(電力料金単価)を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わな

ければならない。

(損害賠償)

第14条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第15条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、受注者が適用する電気需給約款(東京電力パワーグリッド管内)及び別紙に定めるものによるほか、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋昌和

受注者 ○○○

○○○

○○○

別 紙

1 (対価の定義)

対価とは、本別紙6 (料金の算定) により算定した、その1月に発注者が受注者に支払う料金、その他契約書及び本別紙により支払を要することとなった金銭債務をいう。

2 (適用期間)

本別紙の適用期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

3 (細目的事項の取扱)

契約履行上必要な細目的事項については、受注者の定める電気売買約款 (以下総称して「基本契約」という。) に依拠する。

4 (計量値の記録及び計量期間)

計量器内での計量値の記録は、原則として毎月〇日の午前0時に行う。契約書第8条に定める料金の算定期間を以下本別紙で「計量期間」という。

5 (計量及び検査等)

(1) 受注者は、計量値の確認を実施し計量結果を発注者へ通知する。

(2) 契約書7条に定める職員の検査は、(1) の計量結果の通知に基づき行い、通知内容について疑義が生じた場合は、発注者はすみやかに受注者へ連絡する。

6 (料金の算定)

1月の料金は、(1) に定める基本料金、(2) に定める電力量料金、(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達による特別措置法に基づく賦課金 (以下「賦課金」という。) の合計金額 (以下「料金」という。) とする。

ただし、基本契約により料金の割引を行う場合は、割引対象となる基本料金から割引額を減算する。

(1) 基本料金

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \frac{185 - \text{力率}}{100}$$

(2) 電力量料金

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

ただし、電力量料金は、基本契約により算定された燃料費調整単価による調整を行うものとする。

(3) 賦課金

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。

7 (料金の請求)

(1) 受注者は、契約書第7条に定める検査を受けるために、計量結果に基づき、所定の電気料金計算書を作成し、すみやかに発注者へ郵送するものとする。

8 (遅延利息の算定及び諸求方法)

(1) 契約書第9条第2項で定める遅延利息は、本別紙6 (料金の算定) の料金から賦課金を差し引いた額を対象に算定する。

(2) 遅延利息が発生した場合、受注者は、原則として発注者が遅延利息の算定の対象となる料

金を支払った直後に発生する1月の料金と併せて請求するものとする。

9（機密の保持）

発注者は、本契約にかかる情報公開の請求を受けた場合は、すみやかに受注者に意見を求めるものとする。

10（その他）

契約書及び本別紙に定めのない場合、若しくは基本契約の定めにより難い特別な事情がある場合は、発注者と受注者が誠意を持って協議を行い、解決するものとする。

以 上